附則第四条の二（見出しを含む。）中「及び平成二十一年度」を「から平成二十二年度までの各年度」に改める。

附則第五条中「第六条第四号から第九号まで」を「第六条第五号から第十号まで及び第十二号」に、「第六条第四号から第九号まで及び附則第八条」を「第六条第五号から第十号まで及び第十二号並びに附則第八条」に改める。

附則第六条の見出し中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「四万七千五百六十八円四十三銭」を「四万七千六百六十円十六銭」に、「四万九千八百十二円二十三銭」を「四万八千七百八十三円八十六銭」に、「0.3756」を「0.3960」に、「0.3933」を「0.4047」に、「896円75銭」を「868円80銭」に、「941円17銭」を「964円51銭」に、「〇・〇九二八九二」を「〇・〇九六四一〇」に、「〇・一〇一七五」を「〇・一〇四八二六」に、「0.000000683」を「0.000000753」に、「0.000000749」を「0.000000818」に、「0.008023」を「0.007436」に、「0.008105」を「0.008171」に、「九千二百五十円八十五銭」を「九千二百五十五円三十五銭」に、「九千百五十三円八十九銭」を「九千八十三円八十五銭」に、「〇・〇一八六五八〇三六七六一」を「〇・〇一七三一一」に、「〇・〇一八五九六九六三五九」を「9,250円85銭」を「9,255円35銭」に、「9,153円89銭」を「9,083円85銭」に、「0.018277996359」を「0.018658036761」に、「0.017311」を「0.018569459559」に、「一万三百三十六円九十六銭」を「一万九百二円二十銭」に、「一万三百二十四円十五銭」を「一万九百七円九十銭」に、「〇・〇一三〇八四七八〇八三四」を「〇・〇一四八九五七四七二一二」に、「〇・〇一三〇五五」を「〇・〇一五七四九〇九五三〇九」に、「10,336円96銭」を「10,902円20銭」に、「10,324円15銭」を「11,097円90銭」に、「0.013084780834」を「0.014895747212」に、「0.013055」を「0.015749095309」に改める。

附則第八条中「第六条第六号及び第七号」を「第六条第七号及び第八号」に改める。

第二条　後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「平成十九年政令第三百十八号」の下に「。以下「施行令」という。」を加える。

第六条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号中「当該療養の給付に係る一部負担金の減免額並びに当該減免」を「当該一部負担金減免による減免額（施行令第十四条第一項第二号に規定する特定給付対象療養を受ける被保険者については、当該被保険者がなお負担すべき額について行った一部負担金減免による減免額に限る。）並びに当該一部負担金減免」に、同号イ中「災害その他特別の理由による療養の給付に係る一部負担金の」を「一部負担金減免（前号に掲げる場合に該当する一部負担金減免を除く。以下このイにおいて同じ。）による」に、「災害その他特別の理由による療養の給付に係る一部負担金の減免（以下「一部負担金減免」という。）」を「一部負担金減免」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員（以下この号において「世帯主等」という。）の収入の額の合計額が当該世帯主等について生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定の適用があるものとして同法第十一条第一項第一号から第三号までに掲げる扶助について同法第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額（以下この号において「基準額」という。）以下であって、その属する世帯の世帯主等の預貯金の額の合計額が基準額の三月分に相当する額以下である被保険者に対し、災害その他特別の理由による療養の給付に係る一部負担金の減免（以下「一部負担金減免」という。）による減免額がある場合　当該一部負担金減免による減免額（施行令第十四条第一項第二号に規定する特定給付対象療養を受ける被保険者については、当該被保険者がなお負担すべき額について行った一部負担金減免による減免額に限る。）並びに当該一部負担金減免による減免額の合計額の二分の一以内の額

附則第三条を次のように改める。

（平成二十二年度及び平成二十三年度における特別調整交付金の額の算定の特例）

第三条　平成二十二年度及び平成二十三年度における特別調整交付金の額の算定については、第六条中「当該各号に掲げる額」とあるのは、「次の第一号、第三号から第六号まで及び第八号に掲げる額の合計額に十二分の十一を乗じて得た額並びに第二号、第七号及び第九号に掲げる額の合計額」とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この省令による改正後の規定は、平成二十二年度分の調整交付金から適用し、平成二十一年度分以前の調整交付金については、なお従前の例による。この場合において、平成二十二年度分の調整交付金の算定に当たっては、改正後の国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第六条第三号中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日まで」とあるのは「平成二十二年九月十三日から同年十二月三十一日まで」とする。

（後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この省令による改正後の規定は、平成二十二年度分の調整交付金から適用し、平成二十一年度分以前の調整交付金については、なお従前の例による。この場合において、平成二十二年度分の調整交付金の算定に当たっては、改正後の後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第六条第二号中「前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日まで」とあるのは「平成二十二年十一月九日から同年十二月三十一日まで」とする。

告　示

○総務省告示第百五号

政党助成法（平成六年法律第五号）第六条第一項の規定による政党交付金の交付を受けようとする政党の届出について、たちあがれ日本及び民主党から訂正の届出があったので、平成二十二年総務省告示第三百九十四号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年三月二十八日

総務大臣　片山　善博

平成二十二年総務省告示第三百九十四号（政党助成法第六条第一項の規定による政党の届出があったので公表する件）の七たちあがれ日本の部㈨支部の数中「一九」を「二二」に、八民主党の部㈦所属国会議員中「東京都八王子市八木町三―一」を「東京都八王子市明神町四―八―一六」に、「福岡県福岡市南区大池二―一六―二六」を「福岡県福岡市南区長丘四―八―二四」に、「東京都足立区梅田七―八―一六」を「東京都足立区足立一―三八―二」に、「埼玉県志木市館一―六―一二」を「埼玉県志木市館二―四―七」に、「大阪府大阪市阿倍野区昭和町二―一八―五」を「大阪府大阪市阿倍野区昭和町三―九―六」に、「兵庫県尼崎市西立花町一―一三―二三」を「大阪府東大阪市吉田一―四―二〇」に、「鹿児島県姶良郡姶良町東餅田二五九五―二」を「鹿児島県姶良市東餅田二五九五―二」に、「神奈川県相模原市南台五―一一―一五」を「神奈川県相模原市南区南台五―一一―一五」に改める。

○総務省告示第百六号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書について、自由民主党から訂正の報告があったので、同法第三十一条の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百五十三号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十三年三月二十八日

総務大臣　片山　善博